

令和3年度

奨学生募集要項

(高等学校・高等専門学校学生用)



公益財団法人 ニビキ育英会

(事務局)

〒805-0019

北九州市八幡東区中央2丁目24-5 (芳賀ビル401号)

TEL 093 (661) 3790 (代)

FAX 093 (661) 3791

<http://nibiki-ikueikai.or.jp/>

目 次

1. 公益財団法人ニビキ育英会について	1
2. 奨学生採用予定人数	2
3. 奨学金給付額と給付期間	2
4. 応募の資格	2
5. 応募の手続（必要書類と提出期限）	2
6. 奨学生の選考	3
7. 採否決定の時期	3
8. 採用式（採用手続き）	3
9. 採用内定者の提出すべき書類	3
10. 奨学金の支払	3
11. 出願提出書類	4
(1) 出願様式1. 奨学生願書	4
「願書の書き方」について	5
(2) 出願様式2. 奨学生推薦調書	8
(3) 出願様式3. 成績証明書（学校所定書式で提出可）	9
12. ニビキ育英会奨学生願書提出チェックポイント	10

令和3年度 奨学生募集要項 (高校・高専校学生用)

1. ニビキ育英会について

山九株式会社さんきゅうの副社長をしておられた、故 中村雅一氏まさかずは高校在学中にお父様をなくされ母子家庭の中で成人されました。

大学卒業と同時に、祖父 中村精七郎氏せいしちろうが設立した事業を継ぐために山九株式会社さんきゅうに入社し、若くして副社長となり内外の多くの人々からその将来を大いに嘱望されていましたが、志なかばにして健康を損ない療養生活を送るようになりました。

療養生活中、数多くの人々から寄せられた励ましは、精神面での大きな支えとなりました。また、そのことによって人の心の温かさを知り、深い感謝の気持を抱くようになりました。

そして、「将来性のある優秀な学生諸君で、たまたま父を亡くしたために、安心して学業に励むことが出来なくなった人達に対して、多少なりともお役に立つことが出来たら幸せだ。」という思いから山九株式会社の発祥の地である福岡県で、母子家庭の子女のために、育英事業を行うことを思い立たれました。

こうして、自分の考えを親しい人にも打ち明け、またその実現を夢見ながら療養に専念していましたが、その甲斐もなく昭和54年10月8日 享年36歳という若さで、人々から惜しまれつつお亡くなりになりました。中村福子夫人は、深い悲しみの中にもかかわらず、ご主人の遺志を継ぐことが何よりの供養であると思い、育英会設立のことを会社の幹部や各界の名士にご相談されました。

幸いにも心温まる励ましの言葉とご助力を頂きましたので、福岡県に「財団法人 ニビキ育英会」の設立を申請いたしました。

このようにして育英会設立のために多額の財産を寄贈し、亡きご主人のかねてからの願いを果たされ昭和55年4月1日「財団法人 ニビキ育英会」が設立されました。
(平成26年4月1日より「公益財団法人 ニビキ育英会」に名称変更)

どうか、「この財団設立の趣旨をよく理解され、応募してください。」

そして希望に燃える青年諸君が勉学に励み、更には立派な社会人となり、次代を担う若人として大いに羽ばたかれんことを期待して止みません。

■「ニビキ」の由来について

「ニビキ」とは中村家の家紋の名称であり、古く徳川時代、肥前国平戸（長崎県）の松浦藩第36代藩主（ダイジョウコウ 諦乗公）のご生母である中村氏が藩侯より家紋の一部を賜ったものであります。

2. 奨学生採用予定人数

高等学校・高等専門学校生	50名～最大70名
--------------	-----------

3. 奨学金給付額と給付期間

給付月額	15,000円
------	---------

給付期間は、令和3年4月から、最短修業年限の終期までです。

ニビキ育英会の奨学金は、給付ですから返済の義務などは一切有りません。また政治、宗教団体等ともな
んら関係はありません。

4. 応募の資格

- (1) 日本国籍のある者で、福岡県内に生活の本拠を有する**母子家庭**の子女であること。
両親のいない場合は、施設入居している者に限る。
- (2) **学業及び人物が良好**で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。
- (3) 令和3年4月に福岡県内の高等学校又は高等専門学校へ進学（通信制、定時制及び単位制は除く）し、**現在第1学年に在学中の者**。
- (4) 経済的理由により**学資の支弁が困難**であると認められる者。
学資の支弁が困難とは、母親の収入が500万円未満とします。
- (5) **他の奨学金との重複受給**について
 - a ニビキ育英会以外の給付型奨学金、奨学給付金（文部科学省の「高校奨学等給付金」含む）の受給者及び予定者の応募は不可とします。
 - b 高校在学中に他のいかなる給付型奨学金も重複受給は不可とします。
 - c 貸与型奨学金の重複は可能とします。

5. 応募の手続（必要書類と提出期限）

- (1) 申し込みに必要な書類
 - a **奨学生願書** 「願書の書き方」をよく読んで間違いのないように記入してください。
記載内容については、必ず学校で確認してもらい、欄外の「願書確認者署名・捺印」の箇所
に署名捺印してもらってください。（出願様式1）
 - b **奨学生推薦調書** 学校で記入してもらってください。（出願様式2）
 - c **所得証明書** 令和2年1月～12月の所得について、市町村発行の発行日より3ヶ月以内の所得証明書を添付して下さい。（コピー不可）証明書は発行される時期によって令和2年分が発行されない場合がありますので、必ず令和2年所得証明書であることを確認の上添付して
ください。生活保護法による扶助料や年金だけで生計を営んでる世帯では所得証明書のほかに、役所・民生委員が発行の所得を証明出来るもの（たとえば支払の通知書など）の写しを添えてください。〔6頁（8）参照のこと〕
 - d **成績証明書** （出願様式3）用紙に氏名・生年月日・学校名記入の上、出身中学校で、記入・捺印して
もらってください。尚、様式は学校所定のものがあればそれを使用しても構いません。
 - e **住民票** 世帯全員のものを添付してください。記載省略がされていないもの（但し、本籍、住民票
コード、個人番号については省略可）で、発行日より3ヶ月以内のもの。（コピー不可）

- (2) 書類の提出期限 令和3年6月30日（水） 必着

〒805-0019
あて先 北九州市八幡東区中央2丁目24-5（芳賀ビル）
公益財団法人 ニビキ育英会・事務局
TEL (093) 661-3790
FAX (093) 661-3791（TEL 兼用）

(3) その他

- a 応募は、学校経由で応募するものとし、直接応募は認めません。
- b 応募書類は返却いたしません。応募書類は適切に管理し、採用の選考以外に利用することは一切ありません。

6. 奨 学 生 の 選 考

- (1) 選考は願書・成績証明書・推薦調書等により出願者の人物・優秀性及び学資支弁の困難度等について、その資格を検討し、当会の選考基準による書類審査(7月中旬)を行い、適格者を選考します。
- (2) 書類審査の適格者についてのみ、当会選考委員会の選考委員による面接を行ったうえで適格度の高い者から採用内定者を決定します。
- (3) 「面接」は8月上旬に行う予定です。日時・場所等は改めて通知します。

7. 採 否 決 定 の 時 期

面接終了後、すみやかに学校長及び採用内定者に通知します。
採用内定者の正式な採用は、当会の採用手続きを完了した時とします。

8. 採用式（採用手続き）

採用内定者は、8月中旬に採用手続きを兼ねた採用式を行う予定ですので、必ず出席してください。
出席されない場合は、採用内定が取消しとなる場合があります。
詳細については、学校及び採用内定者に別途通知します。

9. 採用内定者の提出すべき書類

- (1) 誓 約 書
- (2) 奨学金振込口座

上記の書類は採用式当日に提出してください。（採用式案内状送付時に同封します）

10. 奨 学 金 の 支 払（予定）

4月分～8月分までの奨学金をまとめて8月中に振込みます。
なお、9月分以降は届出のあった指定口座に毎月25日（銀行休業日の場合はその前日）に振込みます。